



— 目次 —

ヘッドラインニュース.....	1
コラム 銀行業におけるCSRを考える.....	2
第26回「脱炭素社会移行に向けた銀行の役割」	
日本総合研究所 理事 創発戦略センター/ESGリサーチセンター 足達英一郎氏	
銀行インタビュー	3
「オーストラリア・ニュージーランド銀行におけるCSR活動」	
全銀協におけるCSR活動	6
アンケート結果	8
障がい者対応等に向けた取組みに関するアンケート結果	

***** ヘッドラインニュース *****

パリ協定、採択

2015年12月12日、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）の成果として、同条約加盟国すべて（全196カ国）の参加を前提し、京都議定書に代わる気候変動抑制に向けた法的取組みを内容とするパリ協定が採択されました。

パリ協定の主なポイントは次のとおりです。

- ①世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する（第2条第1項）。
- ②今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収のバランスを図る（第4条第1項）。
- ③各締結国が累次のNDC（削減目標・行動）を5年ごとに作成、提出、維持する。また、NDCの目的を達成するための国内措置をとる（第4条第2項、9項）。2030年目標の国は2020年までにNDCを提出または更新する（決定文書24パラグラフ）。
- ④先進締結国は、全経済にわたる排出の削減をとることによって、引き続き先頭に立つべき。開発途上締結国は、融和努力を高めることを継続すべきであり、各国の異なる事情に照らしつつ、全経済にわたる排出の削減または抑制目標に移行することを推奨する（第4条第4項）。

障害者差別解消法、施行へ

2016年4月1日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。

同法は、障がい者に対する不当な差別的取扱いおよび合理的配慮の不提供を差別と規定し、国や地方公共団体といった行政機関や民間事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組みを求めています。

不当な差別的取扱いとは、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることとされています。また、合理的配慮とは、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者は対応に努めること）が求められるものとされています。

また、障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例などについて、各省庁から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」が公表されています。

女性活躍推進法、施行へ

2016年4月1日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されます。

同法は、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業者といった各主体の女性活躍推進に関する責務等を定めています。

具体的には、雇用している、または雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組みとして、次の4点が求められています。なお、これらは常時雇用労働者が301人以上の事業者は義務付けられており、300人以下の場合は努力義務とされています。

- ①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- ②状況把握、課題分析を踏まえた行動計画の策定、社内周知、公表
- ③行動計画策定の旨の都道府県労働局への届出
- ④女性の活躍に関する状況の情報の公表